

インフラの戦略的な維持管理・更新等のための 地方公共団体及び所管法人等に対する支援策

平成26年12月3日 インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議

支援策を取りまとめるに当たって

- 本資料は、「インフラ長寿命化基本計画」(平成25年11月29日インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議決定)により、国、地方公共団体等が一丸となってインフラの戦略的な維持管理・更新等を推進するとしたことを受け、各インフラの管理者が「インフラ長寿命化計画」(行動計画)及び「個別施設毎の長寿命化計画」の策定やこれらに基づく取組を着実に推進することができるよう、地方公共団体及び所管法人等が活用可能な各省庁による支援策を、【1】財政的支援、【2】技術的支援、【3】その他の支援、の別にとりまとめたもの。
- 地方公共団体及び所管法人等においては、各種支援策の活用等により、平成28年度までに行動計画を策定するなど、積極的な取組が求められる。

目 次

1. 警察庁		4
2. 総務省		7
3. 文部科学省		10
4. 厚生労働省		15
5. 農林水産省		17
6. 経済産業省		21
7. 国土交通省		23
8. 環境省		29

警察庁

【1】財政的支援(都道府県警察施設整備費補助金による支援)

問い合わせ先
長官官房会計課 栗田
03-3581-0141(内線2226)

都道府県が実施する警察施設の整備について都道府県警察施設整備費補助金で支援

(支援策の具体的内容)

警察本部、警察署庁舎といった警察施設は、第一線の警察活動の拠点として、留置施設、取調室等の設備を有している。また、防災拠点としての機能を有しており、災害発生時における、被災者の救護、応援部隊の受入れ等に活用している。

これらの機能を維持するため、老朽化した施設の建替整備が必要であり、都道府県が実施する当該施設の整備に要する経費について、一定額を補助(10分の5)する。

(支援策のイメージ)

【実施主体】
都道府県

【対象事業】
警察本部、警察署
等の警察施設整備



老朽化した警察施設



警察活動の拠点、災害発生時の防災拠点
としての機能を維持する必要



都道府県警察施設整備費補助金による支援

【1】財政的支援(都道府県警察施設整備費補助金による支援)

問い合わせ先
交通局交通規制課 伊藤
03-3581-0141(内線5204)

都道府県が実施する交通安全施設の整備について都道府県警察施設整備費補助金で支援

(支援策の具体的内容)

信号機をはじめとした交通安全施設は、交通の安全と円滑を確保するために必要不可欠な施設である。

これらの機能を維持するため、信号機の高度化に伴う信号制御機の整備や、維持管理コストの削減に資する信号灯器のLED化等に要する経費の一部を補助(10分の5)する。

(支援策のイメージ)

信号機の高度化

- 信号機の集中制御化等に伴い、信号制御機を整備(更新)



信号灯器のLED化

- 消費電力が電球式の約6分の1
- 長寿命
(LED式は6～8年、電球式は約半年～1年)



省 務 総

【1】財政的支援(特別交付税・地方債の特例措置による支援)

問い合わせ先
自治財政局財務調査課 神田
03-5253-5647(内線23478)

公共施設等総合管理計画策定に要する経費に係る特別交付税措置、計画に基づく公共施設等の除却に係る地方債の特例措置等により計画策定を支援。

(支援策の具体的内容)

- ・地方公共団体が公共施設等計画策定に要する経費について、平成26年からの3年間にわたり特別交付税措置(措置率 1/2)
- ・公共施設等総合管理計画に基づき、地方公共団体が実施する公共施設等の除却について、地方債を充当することができることとする特例措置を創設(充当率75%(資金手当))

【特例期間】 平成26年度以降当分の間

【平成26年度地方債計画計上額】 300億円(一般単独事業(一般)の内数)

(支援策のイメージ)

(1)「公共施設等総合管理計画」の策定要請(平成26年4月22日総務大臣通知)

地方公共団体が、厳しい財政状況や人口減少等の状況を踏まえ、公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うため、公共施設等総合管理計画の策定を要請。

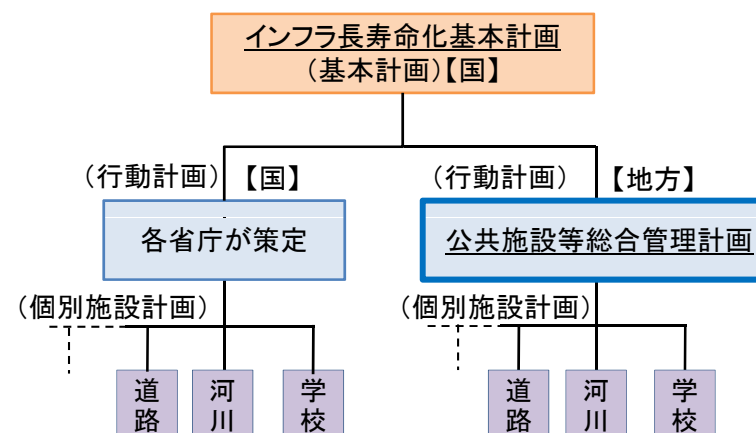
促進

(2)「公共施設等総合管理計画」の策定支援

- ・計画策定に当たっての指針を発出し、留意事項等を助言
- ・地方公共団体の担当者向け説明会やヒアリング等を実施
- ・計画策定に要する経費に係る特別交付税措置(措置率 1/2)
- ・計画に基づく公共施設等の除却について、地方債の特例措置を創設

※ 上記取組により、平成28年度までに、全都道府県・指定都市及びほぼ全ての市区町村において、公共施設等総合管理計画を策定予定。

【参考】インフラ長寿命化計画の体系イメージ



【2】技術的支援(計画策定指針・説明会等)

問い合わせ先
自治財政局財務調査課 神田
03-5253-5647(内線23478)

公共施設等総合管理計画策定にあたっての指針を発出するとともに、地方公共団体の担当者向けの説明会・講演会・ヒアリング等を実施することにより計画策定を支援。

(支援策の具体的内容)

- ・「公共施設等総合管理計画策定にあたっての指針」を発出し、地方公共団体に対し、計画策定にあたっての留意事項等を通知(平成26年4月22日付財務調査課長通知)
- ・総務省において開催した説明会やブロック会議等のほか、各地に職員を派遣して、地方公共団体向けの説明会等を実施(今年度に入り計50回以上開催)
- ・都道府県(市町村担当課を含む。)及び指定都市を対象としたヒアリングを行い、計画の策定状況や計画策定にあたっての課題等についてフォローアップを実施(平成26年10月)。

(支援策のイメージ)

(1)「公共施設等総合管理計画」の策定要請(平成26年4月22日総務大臣通知)
地方公共団体が、厳しい財政状況や人口減少等の状況を踏まえ、公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うため、公共施設等総合管理計画の策定を要請。

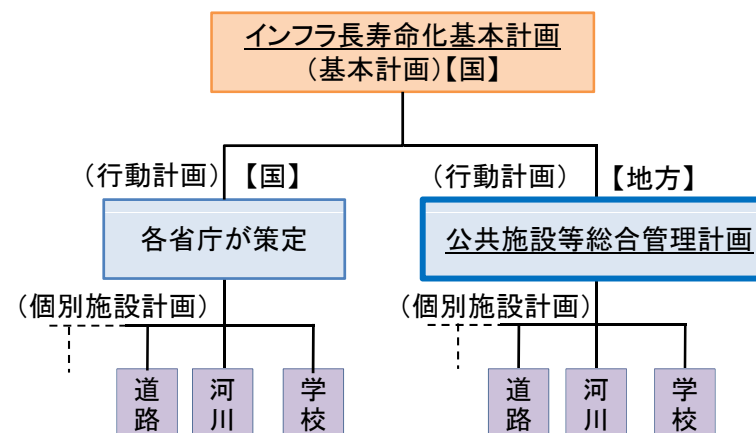
促進

(2)「公共施設等総合管理計画」の策定支援

- ・計画策定にあたっての指針を発出し、留意事項等を助言
- ・地方公共団体の担当者向け説明会やヒアリング等を実施
- ・計画策定に要する経費に係る特別交付税措置(措置率1/2)
- ・計画に基づく公共施設等の除却について、地方債の特例措置を創設

※ 上記取組により、平成28年度までに、全都道府県・指定都市及びほぼ全ての市区町村において、公共施設等総合管理計画を策定予定。

【参考】インフラ長寿命化計画の体系イメージ



文 部 科 学 省

【1】財政的支援(公立学校施設整備費による支援)

問い合わせ先
大臣官房文教施設企画部
施設助成課 高草木
03-5253-4111(内線2078)

地方公共団体が実施する公立学校施設整備に要する経費の一部を国庫補助することにより学校教育の円滑な実施を担保する。

(支援策の具体的内容)

(主な補助対象事業)

新增築・・・補助率1/2、学校建物(校舎、体育館等)を新しく建設又は増築(教室不足の解消、学校統合)

改築・・・補助率1/3、構造上危険な状態にある建物、耐震力不足の建物等

長寿命化改良・・・補助率1/3、老朽化により構造上危険な状態にある建物の耐久性を高めるとともに、
現代の社会的要請に応じる改修

大規模改造・・・補助率1/3、エコ改修や老朽化に伴う補修など、既存の学校建物を建て替えずに改修
(老朽改修、トイレ改修、空調設置、障害児対策等)

※このほか、公立学校施設整備事業として地震補強、防災機能強化、武道場、太陽光発電設置等を対象としている

※新增築は公立学校施設整備費負担金、新增築以外は学校施設環境改善交付金により措置

(支援策のイメージ)

(長寿命化改良の例)



中性化対策のための抑制剤やアルカリ性付与剤の塗布



埋設されていた配管を改修の際に露出化



様々な学習内容・学習形態に対応できる多目的スペースを整備



外断熱、自然光利用、自然換気などのエコ改修

【1】財政的支援(モデル事業の実施)

問い合わせ先
大臣官房文教施設企画部
施設助成課 高草木
03-5253-4111(内線2078)

地方公共団体が実施する長寿命化改修の先導的な取組や、学校施設に関する長寿命化計画を策定する取組を支援。(一部、平成27年度概算要求事項【新規】)

(支援策の具体的内容)

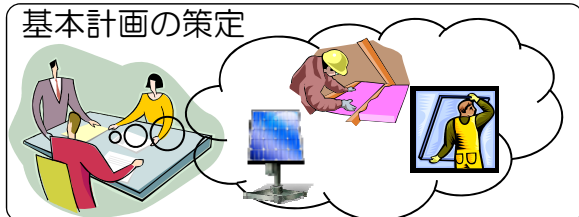
- ・「学校施設老朽化対策先導事業」により、地方公共団体が行う長寿命化改修事業のうち、先導的なモデルとなるものについて、基本計画策定のためのワークショップ等の実施費用を財政支援。
- ・「学校施設の個別施設計画策定支援事業」により、地方公共団体が学校施設に関する長寿命化計画を策定するための有識者会議の実施費用を財政支援。
(平成27年度概算要求事項【新規】)

(支援策のイメージ)

(学校施設老朽化対策先導事業の流れ)

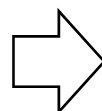
3か年事業の初年度

基本計画の策定



【補助内容】

基本計画の策定に係る費用について財政支援(10/10)



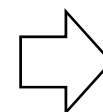
3か年事業の2年目

基本設計・実施設計の実施



【補助内容】

学校施設環境改善交付金による財政支援



3か年事業の最終年度

長寿命化改修工事
の実施



【1】財政的支援(国立大学施設整備費等による支援)

問い合わせ先
大臣官房文教施設企画部
計画課
03-5253-4111(内線2300)

「国立大学法人等施設整備5か年計画」に基づき、老朽化対策やイノベーション創出及びグローバル人材育成の基盤となる施設の整備など、施設の重点的、計画的整備を推進

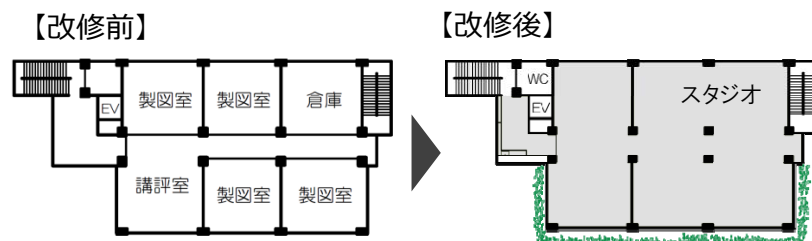
(支援策の具体的内容)

- ・施設の安全性を確保するとともに、各大学等の個性や特色を踏まえた教育研究環境づくりを進めるため、国立大学法人等(大学共同利用機関法人、国立高等専門学校を含む)に対し、施設整備費を定額補助。
- ・老朽化対策については、安全性・機能性に問題があり、計画的解消が不可欠な老朽施設(ライフラインを含む)の再生などを重点的に支援。

(支援策のイメージ)

＜整備事例＞ 建設学科建築学棟

老朽化した製図室をリノベーションし、開放的なフロア構成とし、課題制作やグループ討議、プレゼンテーションなどフレキシブルに利用出来るスタジオに再生。



改修前
老朽化した製図室



改修後
フレキシブルに利用できるスタジオ

【2】技術的支援(報告書・手引の作成、講習会の講師派遣)

問い合わせ先
大臣官房文教施設企画部
施設助成課 高草木
03-5253-4111(内線2078)

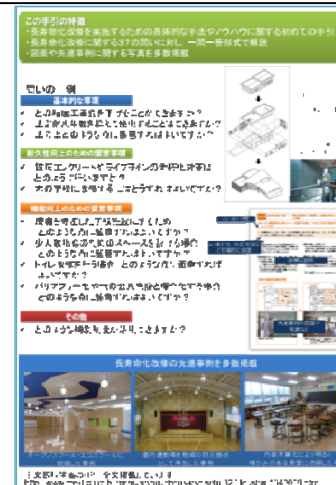
学校施設における長寿命化改修の推進のため、報告書・手引きを作成するとともに、地方公共団体職員を対象とした講習会を開催。

(支援策の具体的内容)

- ・学校施設の老朽化対策の現状と課題、今後の施策の方向性等を示した「学校施設の老朽化対策について～学校施設における長寿命化の推進～」(平成25年3月・学校施設の在り方に関する調査研究協力者会議)を策定。
- ・学校施設の長寿命化改修の具体的な手法を示した「学校施設の長寿命化改修の手引～学校のリニューアルで子供と地域を元気に！～」(平成26年1月・文部科学省)を作成。
- ・各都道府県が主催する域内自治体向け講習会に建築事務所等の専門家や先進的な取組を行う自治体職員等を派遣し、講習を実施。
- ・有識者会議における、学校施設の長寿命化計画策定のための手引作成に向けた検討。

(支援策のイメージ)

(手引のイメージ)



厚 生 勞 働 省

【1】財政的支援(水道施設整備費補助金による支援)

問い合わせ先
健康局水道課 門馬
03-5253-1111(内線4027)

水道事業又は水道用水供給事業を営する地方公共団体等に対し、水道施設の整備に要する費用の一部を補助

(支援策の具体的内容)

○簡易水道等施設整備費補助

- ・地震対策地域等における基幹水道構造物の耐震化
- ・老朽化施設の更新
- ・補助率:4/10、1/3、1/4 ※財政力指数により異なる

○水道水源開発等施設整備費補助

- ・地震対策地域等における重要給水施設に配水する配水管及び基幹水道構造物の耐震化、老朽管更新
- ・補助率:1/2、1/3、1/4 ※水1m³を作るコスト、老朽管の更新する管種により異なる

(支援策のイメージ)



管路の布設工事



老朽管の更新工事

農 林 水 産 省

【1】財政的支援(補助事業等による支援)

問い合わせ先
農村振興局整備部設計課施工企画調整室
担当者:設計基準班 平山 長野
代表:03-3502-8111(内線5569)

地方公共団体が管理・所管している各インフラ(農業水利施設、農道、農業集落排水施設、地すべり防止施設、海岸保全施設、治山施設、林道、漁港施設、漁場の施設、漁業集落環境施設)について、点検、診断、補修及び更新による老朽化対策を支援する。

(支援策の具体的内容)

地方公共団体が策定する個別施設計画
に関し補助事業による支援。

農村振興局

- 農業水利施設
- 農道
- 農業集落排水施設
- 地すべり防止施設
- 海岸保全施設

林野庁

- 治山施設
- 林道施設

水産庁

- 漁港施設
- 漁場の施設
- 漁業集落環境施設
- 海岸保全施設

(農業水利施設等の長寿命化)

農業水利施設

- 水路の補修・更新



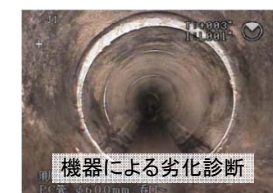
農道

- 農道橋の補修・更新



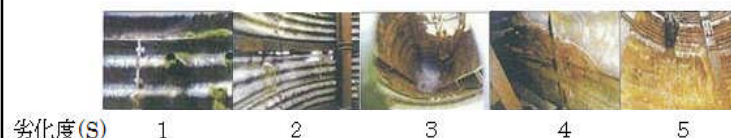
農業集落排水施設

- 新技術を用いた更新



地すべり防止施設

- 地すべり防止施設の補修・更新



集水井の劣化度評価



塗装、補修

治山施設の長寿命化対策

摩耗・洗掘等の補修
(例:コンクリート製治山ダム)



機能強化
(例:コンクリート製治山ダム)



劣化した部材の交換
(例:落石防止工)



林道の長寿命化対策

橋梁落下防止工による耐震性向上



塗装工事による鉄骨の腐食防止



漁港施設の長寿命化

鋼製矢板の補修
(例:矢板式防波堤)



コンクリート版の補修
(例:岸壁)



海岸保全施設の長寿命化

護岸の補修



防潮堤の補修



【2】技術的支援(研修による支援)

問い合わせ先
農村振興局整備部設計課施工企画調整室
担当者:設計基準班 平山 長野
代表:03-3502-8111(内線5569)

研修制度等の充実により、地方公共団体等の職員の技術力向上を図る。

(支援策の具体的内容)

- ・施設の管理者の多くが地方公共団体や土地改良区であることから、国や農村工学研究所等が主催する研修、講習会、出前研修等に地方公共団体や土地改良区職員等が参加できる体制を確立し、施設の所有者、管理者、対策実施者等を含めた全体の技術力向上を図る。
- ・機能保全や長寿命化に関する技術を随時把握できるよう研修内容の充実を図る。これにより、施設の維持管理から更新までの総合的な予防保全技術の習得に資する。

研修風景



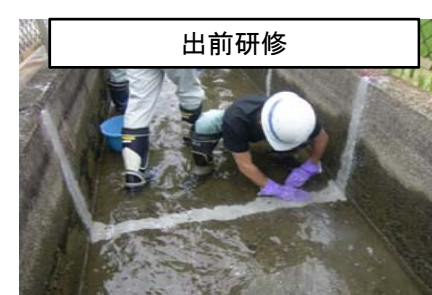
現地研修



現地研修



出前研修



【3】その他(技術支援窓口)

問い合わせ先
農村振興局整備部設計課施工企画調整室
担当者:設計基準班 平山 長野
代表:03-3502-8111(内線5569)

技術支援窓口による支援を行う。

(支援策の具体的内容)

土地改良区や地方公共団体を直接支援すべく、地方農政局や土地改良技術事務所等による技術相談窓口体制を整備し、支援の充実を図る。

經 濟 產 業 省

【1】財政的支援(工業用水道事業費補助金による支援)

問い合わせ先
経済産業政策局地域経済産業グループ
産業施設課 木全
03-3501-1677(内線72967)

地方公共団体等が布設する工業用水道施設の更新・耐震化事業に、国が事業費の一部を補助。

(支援策の具体的内容)

○改築事業の採択基準

- ・建設対象の工業用水道事業を改築する場合、工期が10年以下、かつ、交付対象総事業費が20億円以上のもの
- ・補助率:100分の30以内

○強靱化事業の採択基準

- ・老朽化が進行している事業、施設更新・耐震化による費用対効果が高い事業又は耐震化率が低く、早急に耐震対策を進める必要がある事業
- ・更新・耐震対策の必要性が高く、かつ経営効率化策を含んだ経営計画を策定している事業
- ・補助率:100分の30以内

(支援策のイメージ)



管路の布設工事



管路の更新工事(老朽管内に新管を挿入)

省 通 交 土 国

【1】財政的支援(防災・安全交付金による支援)

問い合わせ先
大臣官房社会資本整備総合交付
金等総合調整室 前川
03-5253-8111(内線57738)

各地方公共団体が管理する橋梁、トンネル、河川管理施設、砂防施設、下水道施設、公営住宅、海岸保全施設、港湾施設などのインフラ施設に関して、インフラ長寿命化計画を踏まえた点検・診断、修繕・更新等の老朽化対策を総合的に支援する。

(支援策の具体的内容)

各地方公共団体が単独で、又は共同して策定した整備計画に対して、基幹的な社会資本整備事業のほか、関連する社会資本整備や効果促進事業を総合的・一体的に支援(計画期間3～5年)。

(支援策のイメージ)

◆道路施設(橋梁・トンネル等)の適確な維持修繕の推進



定期点検



橋梁の修繕



トンネルの修繕



橋梁の撤去

◆下水道施設の老朽化対策



更生工法
による対策

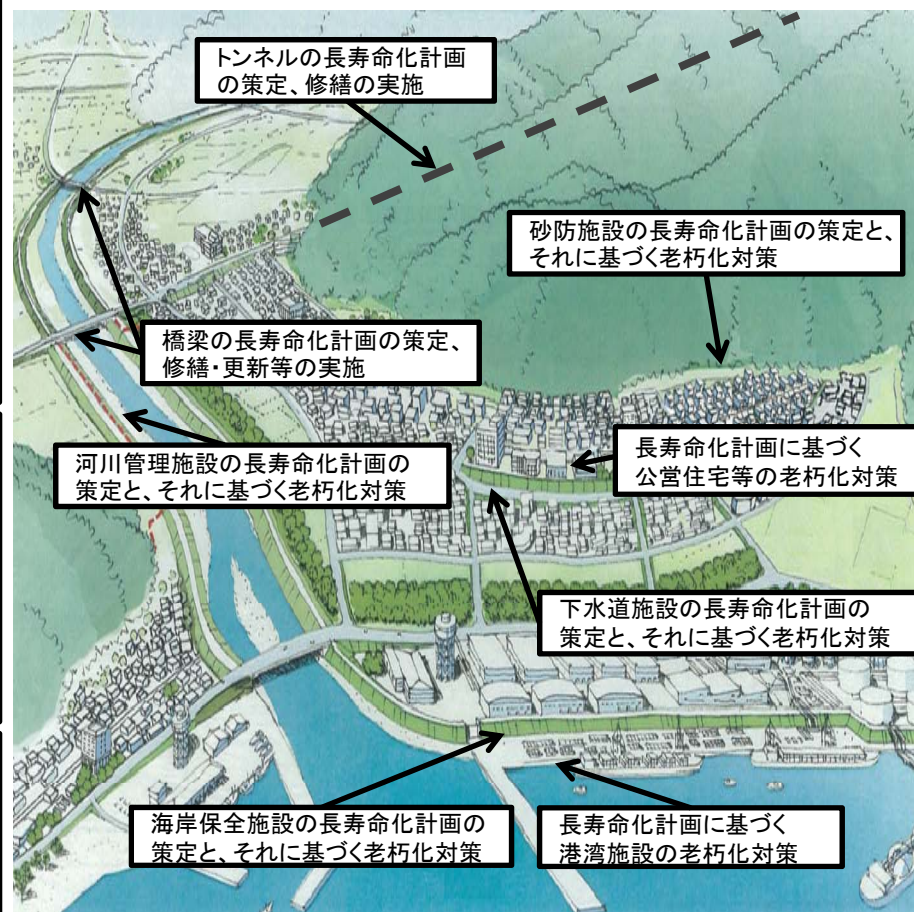


道路陥没

◆港湾施設の老朽化対策



係留施設
の補修



◆海岸保全施設の老朽化対策

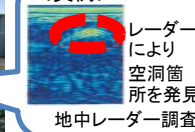


鋼矢板の腐食・
コンクリートの劣化



対策後

<実例>



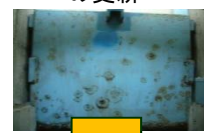
空洞化調査
地中レーダー調査

◆老朽化の進行等により機能が低下した河川管理施設の老朽化対策

排水機場のポンプ
設備の更新



水門等のゲートの
更新



【2】技術的支援(社会資本の維持管理に係る研修の充実・強化)

問い合わせ先
総合政策局公共事業企画調整課
柴田 03-5253-8111(内線24535)

地方公共団体等の職員を対象とした維持管理に係る研修を開催し、技術力向上を図る。

(支援策の具体的内容)

- ・確実な維持管理が行えるよう、従来の取り組みに加え、実務的な点検の適切な実施・評価に資する研修体制を充実・強化。
- ・技術者不足が指摘されている地方公共団体等への技術的支援の一環として、平成26年度より研修への地方公共団体等職員の参加を呼びかけている。

(支援策のイメージ)

○道路、河川分野の研修

各地方整備局等の技術事務所等において、全国的な研修を実施し、維持管理に係る能力を特に強化



----- 平成26年度河川管理実務者研修の様子(近畿地方整備局) -----

○港湾分野の研修

国土技術政策総合研究所において研修を実施し、維持管理に係る能力を特に強化



----- 平成26年度港湾における維持管理の研修の様子 -----

【2】技術的支援(社会資本の維持管理に関する資格制度)

問い合わせ先
大臣官房技術調査課
夏目 03-5253-8111(内線22338)

既存の民間資格を評価し、点検・診断等の業務に必要な知識・技術を満たす資格を登録する制度を構築

(支援策の具体的内容)

- ・国は、点検・診断等の業務に必要な知識・技術の明確化を図り、必要な技術水準を満たす資格を登録。
- ・地方公共団体は、国が登録した資格を点検・診断等の業務発注時に活用することにより、点検・診断等の一定の水準の確保や、社会資本の維持管理に係る品質の確保を図る。

(支援策のイメージ)

<民間資格の登録等のプロセス>

①点検・診断等の業務に求める知識・技術を明確化

	道路		河川	〇〇(その他分野)	
	橋梁	トンネル	堤防・河道	〇〇	〇〇
点検	橋梁の点検業務の実施にあたり、道路法施行規則第4条の5の2及び国が定める道路橋の定期点検要領に定められた事項(健全性の診断を除く)を確実に履行するために必要な知識及び技術		...	...	...
診断	...		...	...	...

②民間資格を公募

③民間資格を評価

④基準を満たす民間資格を登録

	道路		河川	〇〇(その他分野)	
	橋梁	トンネル	堤防・河道	〇〇	〇〇
点検	〇〇技能士 〇〇診断士	〇〇技能士 〇〇診断士	〇〇技能士 〇〇診断士 〇〇技術士	〇〇技能士 〇〇診断士	〇〇技能士 〇〇診断士
診断	...	...	...	...	...

③民間資格を評価

<当面資格制度の対象とする施設>

分野	施設
道路	橋梁(鋼橋)
	橋梁(コンクリート橋)
	トンネル
砂防	砂防設備
	地すべり防止施設
	急傾斜地崩壊防止施設
海岸	海岸堤防等
港湾	港湾施設
空港	空港施設
公園	公園施設(遊具)

【3】その他(ワンストップ相談窓口の設置・支援センターの設置)

問い合わせ先
大臣官房技術調査課 阿部
03-5253-8111(内線22326)

各地方整備局等や(独)港湾空港技術研究所等による地方公共団体に対する助言体制の強化などの技術的支援体制を強化

(支援策の具体的内容)

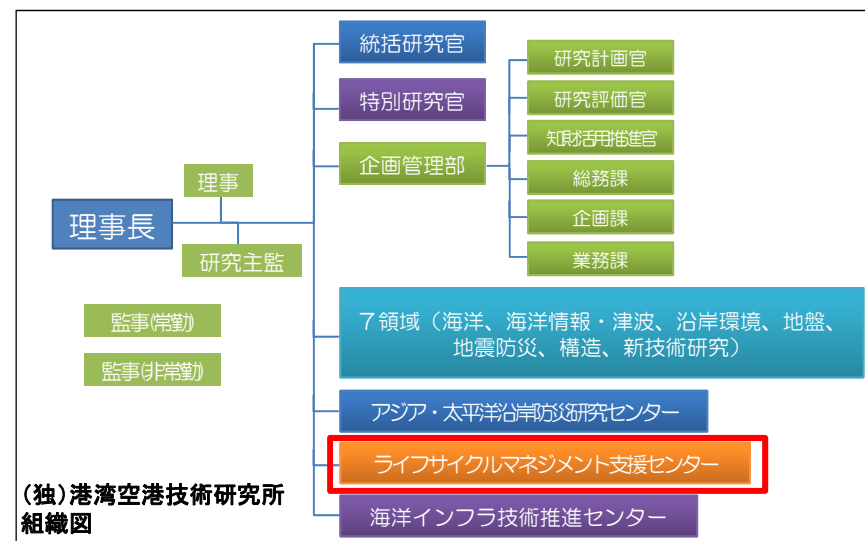
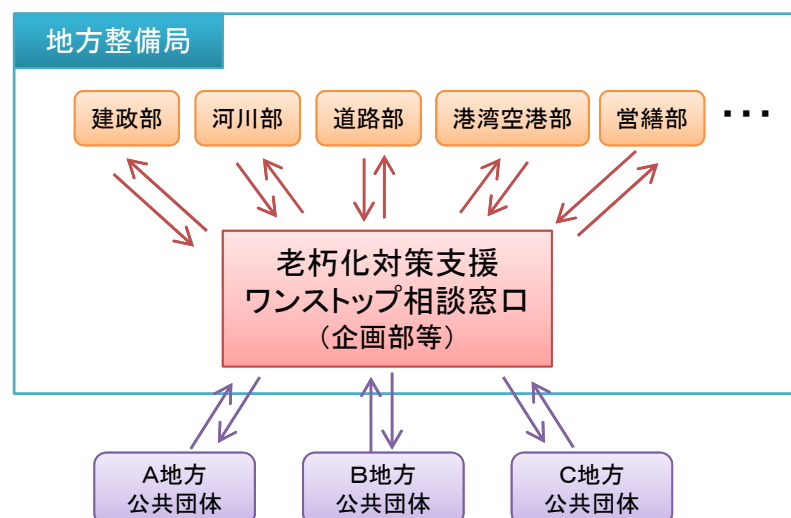
・老朽化対策支援に関するワンストップ相談窓口の開設(H25.7.16設置)

○各地方整備局等では、これまでも道路、河川及び港湾の個別分野に係る相談への体制整備を図ってきたが、地方公共団体に対する老朽化対策等に関するワンストップ支援相談窓口を設置し、支援体制を強化

・(独)港湾空港技術研究所 ライフサイクルマネジメント支援センターの設置(H25.4.1設置)

○地方整備局、港湾管理者等への技術指導、情報交換等の支援対応のための窓口を設置。
これにより現場支援を強化するとともに、現場ニーズに対応した研究を促進。

(支援策のイメージ)



【3】その他(老朽化対策に資する新技術の開発・導入の推進等)

問い合わせ先
大臣官房技術調査課 長谷川
03-5253-8111(内線22347)

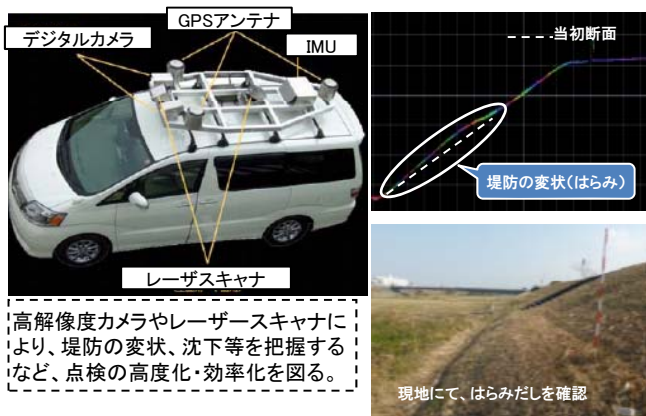
非破壊検査技術やロボット技術等の新技術やITの活用により、維持管理・更新システムを高度化し、インフラ管理の安全性、信頼性、効率性の向上を実現。

(支援策の具体的内容)

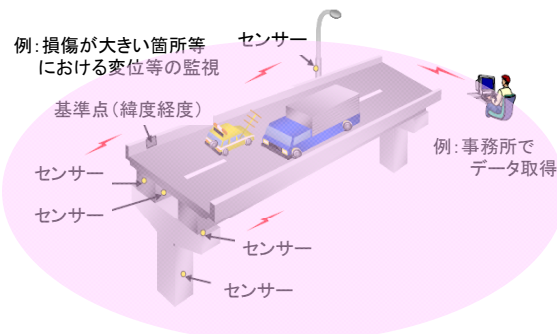
- ・点検・診断技術、・社会インフラのモニタリング技術、次世代社会インフラ用ロボット開発・導入の推進
- 維持管理等に対する管理ニーズを整理するとともに、技術開発の技術シーズのマッチングを図り、管理ニーズに沿った技術研究開発を促進し、効率的・効果的な維持管理・更新を実現。
- 現場検証を実施し、その評価結果を公表。有用な技術を直轄で先導的に導入し、地方公共団体への普及を促進。

(支援策のイメージ)

点検・診断技術の開発・導入



社会インフラのモニタリング技術



次世代社会インフラ用ロボット

○橋梁

近接目視の代替・支援
打音検査の代替・支援 等



○トンネル

近接目視の代替・支援
打音検査の代替・支援 等



○水中

堆積物の状況把握
近接目視の代替・支援 等



H26及びH27年度

4月

10～12月

年度内

公募

現場検証

評価結果公表

環 境 省

【1】財政的支援(循環型社会形成推進交付金による支援)

問い合わせ先
大臣官房廃棄物・リサイクル対策部
廃棄物対策課 施設係
03-3581-3351(内線6849)

地域の生活基盤を支えるための重要なインフラである廃棄物処理施設の整備に当たり、循環型社会形成推進交付金により市町村等を支援。

(支援策の具体的内容)

- 地域の創意工夫による市町村等の廃棄物処理施設の整備に対する交付金
(交付率: 1/3又は1/2)
- 老朽化した廃棄物処理施設の更新需要の増大を踏まえ、施設の更新時期の平準化に資する施設の改良・改造による長寿命化の取組について重点的に支援

■ 基幹的設備改良事業

施設の基幹的設備の改良による長寿命化と併せて、省エネ対策等のCO2削減に資する機能向上を行う事業を支援。

(長寿命化及び地球温暖化対策の統合的推進)

■ 長寿命化総合計画策定支援事業

地域単位の観点から長寿命化が必要な施設に対して長寿命化総合計画を策定するための調査等を支援。

(支援策のイメージ)

- ダイオキシン対策により整備した施設の多くが老朽化
※全国1,188施設のうち
築20年超: 379施設
築30年超: 169施設
築40年超: 9施設
- 地域でのごみ処理能力の不足、事故リスク増大のおそれ



老朽化した
廃棄物処理施設

- 老朽化した廃棄物処理施設については、適切に整備を行い、地域における安全・安心を確保することが必要。
- 施設の改良・改造による長寿命化を図ることによって、既存施設の有効利用が図られ、中長期的に財政負担を平準化・軽減。

【1】財政的支援(自然環境整備交付金による支援)

問い合わせ先
自然環境局自然環境整備担当
参事官室 渡部
03-3581-3351(内線6455)

地方公共団体が行う国定公園の整備、長距離自然歩道の整備などを支援し、地域の特性を生かした自然とのふれあいの場の整備や自然環境の保全・再生を行う。

(支援策の具体的内容)

- ◆ 交付先: 都道府県
- ◆ 交付対象事業: 国定公園整備、国指定鳥獣保護区における自然再生事業(既着手事業のみ)及び長距離自然歩道整備に係る施設を対象(歩道、園地、休憩所、野営場、駐車場、公衆便所、博物展示施設、植生復元施設、自然再生施設 等)
- ◆ 事業主体: 都道府県及び市町村
- ◆ 交付限度額: 総事業費の100分の45



栗駒国定公園
(須川温泉駒ノ湯千道路(歩道))



長距離自然歩道(東海自然歩道)

(支援策のイメージ)



【1】財政的支援(国立公園における公園利用施設の国際化・老朽化対策緊急整備交付金による支援)

問い合わせ先
自然環境局自然環境整備担当
参事官室 田村
03-3581-3351(内線6698)

国立公園内の地方自治体が
所有する国際化対応・老朽化対策
が必要な利用施設
(ビジターセンター、標識、公衆トイレ等)



2020年を目指して、国立公園における訪日外国人をはじめとする多くの観光者の安全・快適な利用環境を整備するため、**国が率先的に取り組みつつ、地方自治体からの高い整備要望に対応する必要がある。**

(支援策の概要)

国立公園内の地方自治体が所有する公園利用施設について、国際化対応や老朽化対策のための整備に対する支援を、国が実施する直轄整備と並行し、集中的に推進する。
(平成27年度概算要求事項【新規】)

(支援策の具体的内容)

- 標識・情報提供施設の多言語表記化、公衆トイレの洋式化
 - 老朽化した落下防止柵、荒廃している利用の多い歩道等の再整備等にかかる事業費の1/2を上限とした支援を実施
- ⇒国立公園の利用環境を充実させ、訪日外国人をはじめとする多くの観光者の地方への誘客を図り、地方の観光振興・活性化に寄与

(対象となる事業事例)

(支援策のイメージ)

【公衆トイレの洋式化】



(休憩所の多言語表記化)



(誘導標の多言語表記)



(老朽化した落下防止柵の再整備)



(利用が多い荒廃歩道の再整備)

(環境省)3/4

【2】技術的支援(廃棄物処理施設長寿命化計画作成の手引きによる支援)

廃棄物処理施設の長寿命化を図り、そのライフサイクルコストを低減することを通じ、効率的な施設整備や保全管理を充実する「ストックマネジメント」の実施方法に係る手引きを取りまとめ。

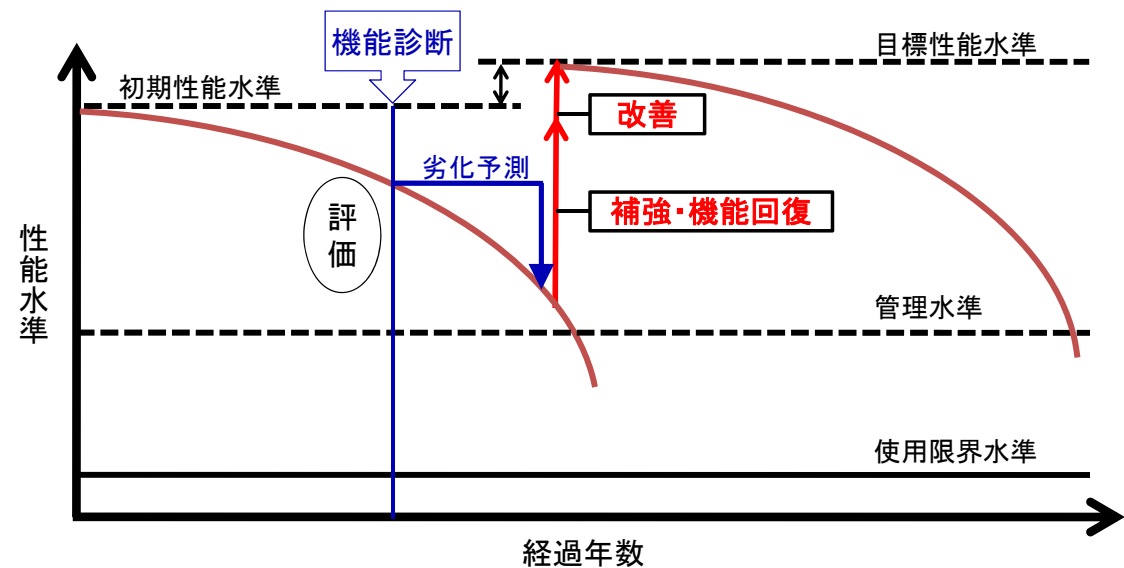
(支援策の具体的内容)

- 廃棄物処理施設のストックマネジメントの考え方や実施手法を取りまとめ、市町村等による長寿命化への取組を技術的に支援。

■長寿命化総合計画策定支援事業

- 長寿命化総合計画を策定するための調査等については、循環型社会形成推進交付金により市町村等を支援(交付率1/3)。
- なお、循環型社会形成推進交付金では、長寿命化計画の策定を基幹的設備改良事業等の交付要件とし、長寿命化への政策誘導を図っている。

(支援策のイメージ)



施設の設備・機器に求められる性能基準が管理水準以下に低下する前に機能診断を行い、機能診断結果に基づく機能保全対策、延命化対策等を実施する。